

令和5年度 岡崎市立緑丘小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に向けての基本的な考え方

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」（いじめ防止対策推進法第2条）。つまり、いじめの判断は、行為としてのいじめの有無を取り扱うだけのものではなく、被害児童生徒の精神的苦痛に寄り添った判断が求められる。また、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」等を活用し、組織的に判断していく。

2 いじめ防止対策組織

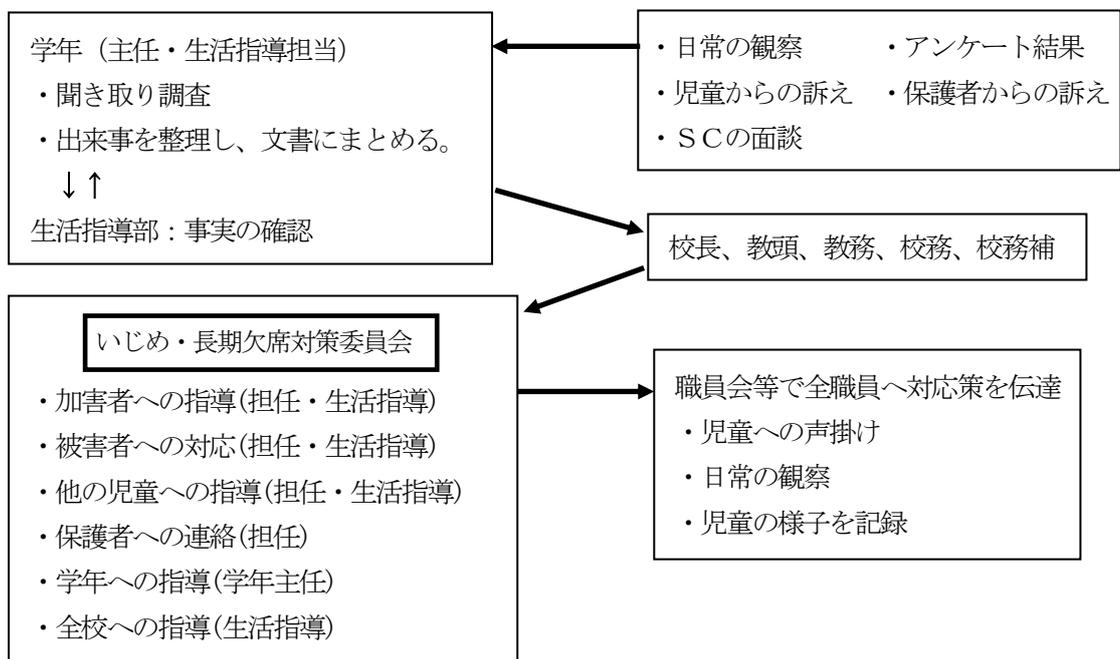
(1) 「いじめ・長期欠席対策委員会」を設置

〈構成員〉 校長、教頭、教務主任、校務主任、校務補佐、生活指導担当、養護教諭、学年主任
スクールカウンセラー（以下SC）、その他関係職員（担任等）

※必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。

〈役割〉 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

【いじめが起こったときの組織的対応について】



(2) 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・生活アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、いじめ防止対策に努める。

(3) 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

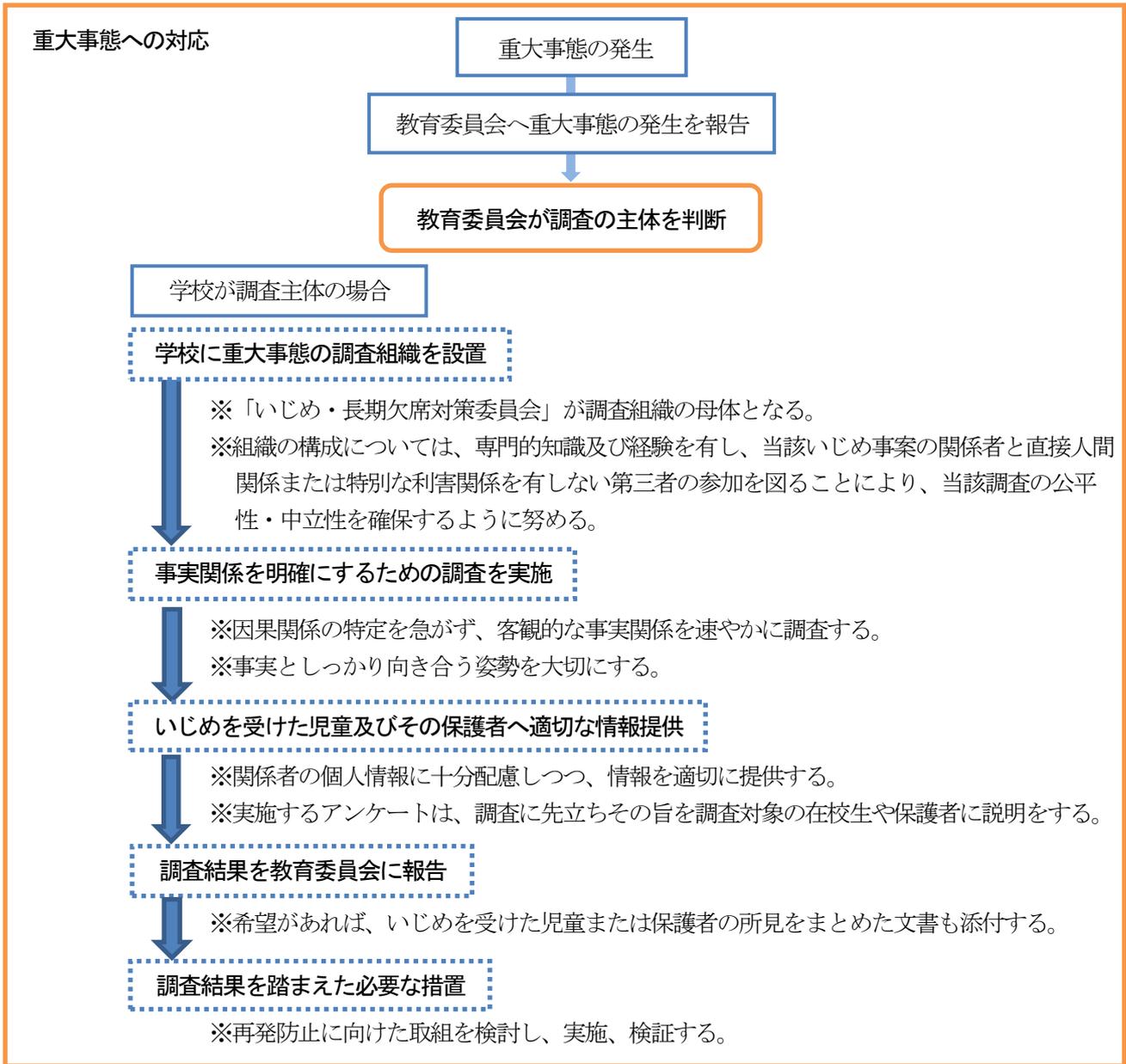
<p>第1段階 未然防止</p>	<p>(1)いじめの未然防止の取組</p> <p>○問題が起きる前に起きにくい環境をつくり、資質を育てる</p> <p>ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。</p> <p>イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。</p> <p>ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。</p> <p>エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネット上のいじめの加害者、被害者とならないよう継続的な指導を進める。</p> <p>オ 児童の学級委員会や専門委員会を活性化し、児童と共にあいさつ運動等を盛り上げ、自主的で明るい雰囲気を作る。</p>
<p>第2段階 早期発見</p>	<p>(2)いじめの早期発見・早期対応の取組</p> <p>○問題になりそうな児童の早期発見や兆候の見られる児童への早期対応</p> <p>ア いじめアンケートや教育相談を定期的実施（年6回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。</p> <p>イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。</p> <p>ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童・保護者が相談しやすい環境を整える。</p>
<p>第3段階 事後対応</p>	<p>(3)いじめに対する措置</p> <p>○すでに問題化した事象に対する個別の支援</p> <p>ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・長期欠席対策委員会」を中心に組織的に対応する。</p> <p>イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。</p> <p>ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。</p> <p>エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。</p> <p>オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。</p> <p>カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。</p> <p>キ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り継続的な指導・支援を行う。</p>

4 重大事態への対応

重大自事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「STOP the いじめアクションプラン」－「重大事態の対応フロー図」に基づいて対応する。

※重大事態とは

- ①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。



5 昨年度の取組に対する検証からの改善点

- (1)生活アンケートによる児童の様子の把握により、早期発見がいじめの解決へとつながる事例があったことから、教育相談週間を定期的に設け、いじめ防止に努める。また、アンケート実施後、担任以外の職員にも相談できる「ぼかぼかボックス」を置く。
- (2)学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (3)いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施し、いじめ・長期欠席対策委員会できいじめに関する取組の検証を行う。

